

家庭用高効率給湯器契約
(エコジョーズ)
選択約款

令和5年6月1日 実施

青森ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. 選択約款の適用	1
3. 選択約款の変更	1
4. 用語の定義	1
5. 適用条件	2
6. 契約の締結	2
7. 使用量の算定	2
8. 料金	3
9. 単位料金の調整	3～4
10. 精算	4
11. 設置確認	4
12. その他	4
附則	5
(別表)	5～7

1. 目的

この家庭用高効率給湯器契約選択約款（以下「この選択約款」といいます。）は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の普及促進を図り、環境負荷の軽減に寄与することを通じて、当社の製造供給設備の効率的な利用を図ることを目的とします。

2. 選択約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが申込み、当社が承諾したときに適用いたします。

3. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせいたします。

4. 用語の定義

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6) 「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定にもとづき記載するものです。
- (7) 「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

5. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 戸建の専用住宅または併用住宅の住居部分において高効率給湯器を使用し、そのガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下であること。
- ② 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月のガス小売供給約款16（1）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合。

6. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社がこの申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 適用開始日は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約またはガス小売供給約款に定める料金へ変更されたかたが、再度同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（(5)において同じ）
- (5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、最低利用期間経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

7. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および今月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

8. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。
- (2) 当社は、別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）または、9.の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(3)のとおりといたします。

45メガジュール地区

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

64,530円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の

10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9534 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0508$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 精 算

この選択約款を契約して使用されているお客さまで、5.の適用条件を満たさないでガスを使用の場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める料金（税込）とすでにお支払いいただいた料金（税込）との差額を徴収いたします。

11. 設置の確認

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器設置場所への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しないまたは、この選択約款を解約してガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

12. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、令和5年6月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が16立方メートルを超え29立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が29立方メートルを超え50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料

金の算定にあたっては当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	957.00円 (税込)
	870.00円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	230.109円 (税込)
	209.190円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,419.88円 (税込)
	1,290.80円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	201.179円 (税込)
	182.890円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金 (税抜) をもとに9.の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2,437.171円 (税込)
	2,215.610円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	166.100円 (税込)
	151.000円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金 (税抜) をもとに9.の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,867.171円 (税込)
	3,515.610円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	137.500円 (税込)
	125.000円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金 (税抜) をもとに9.の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。